

文書に見る中世末期のまじない

— 周防・長門両国 —

平 瀬 直 樹

はじめに

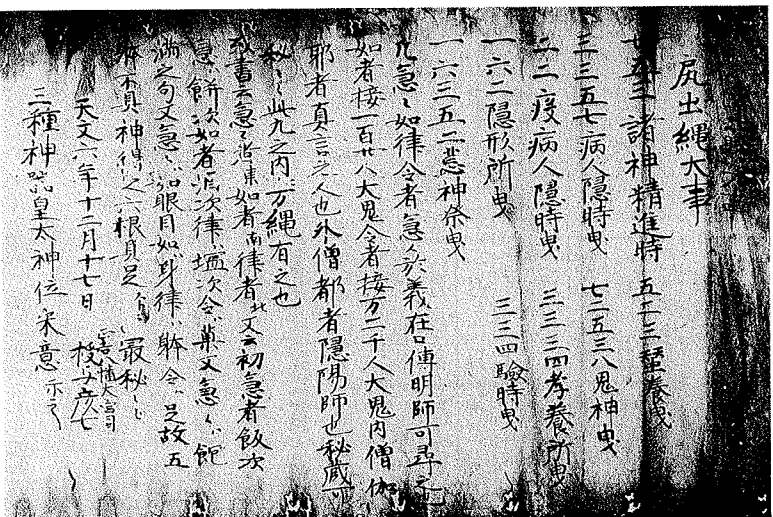
日本中世の宗教は、密教を共通項とする「顕密主義」を正統的な教義とし、この「顕密主義」を奉じた寺社こそが当時の宗教界の中心であったとされる。ところが、当時の地域社会で実際に行われていた宗教行為には、多少とも仏教的な体裁をとりながらも、經典に根拠を求めることも、代表的な密教諸流派の作法に当てはめることも困難なものが、実は多いのではないだろうか。従来、このような宗教行為は、しばしば「神道的」や「陰陽道的」、あるいは前者の要素を折衷的にとらえて「修験道的」などと性格規定されてきたが、「顕密主義」との関係について、必ずしも十分な考察が行われていないように思われる。特に、まじないの作法には、当時の宗教の諸要素が寄せ集められているが、地域社会内部にそのようなまじないを生成→蓄積してゆく運動を、中世宗教史の中でどのように位置付ければよいのであろうか。

そこで、今回周防・長門両国に伝来した、まじないに関する興味深い文書三点に注目し、まじないと地域社会との関係を考察したい。この作業は、これら一見雑多に見える地域社会の宗教行為を「顕密主義」との関係でとらえ直すための基礎となるものと考えられる。ただし、取り扱う時期は、史的制約により、中世末期に限られる。

一、在地の社家の場合―長門国正吉八幡宮

文書Aについて。天文六年(一五三七)、三種神器皇太神位采意という人物が正吉八幡大宮司彦七に対し、「尻出縄」に関する「大事」(『秘伝』九種類を授けた。この八幡宮は長門国豊西郡正吉郷(現在の下関市吉見)にあり、大宮司家の初めの姓は秦であり、遅くとも文明年間には有光姓を名乗るようになったという。文書Aを含む『有光家文書』は、「在地文書」として貴重な存在と言われている。『有光家文書』によると、大宮司職には、天文二十二年段階で田二段大と屋敷六十歩が付属していた。鎌倉期では大宮司職は地頭から補任される郷内の所職であり、大宮司家は以後も郷内に居住し続け、田畠・山林・屋敷を保有していた。また、南北朝期ころと推定される「有光家系図」には、鎌倉期以前の先祖である「もりのふ」という人物について、「ありミつりのりやうしゆ」と注記されている。このように、大宮司家は、中世を通じて、どちらかといえば「村落領主」的な性格を持ち続けたと考えられる。

文中に見える「尻出縄」について、詳しいことはわからないが、あわせて「急々如律令」という呪文の秘意も伝授しており、文書Aが、陰陽道的な性格を持つまじないに関するものであるという見当は付く。ただし、江戸末期に彦山派に関する印信切紙等を編成した『彦山修験秘印信口決集』には、注連縄の口決が記され、修験者が用いるやは



文書A「采意授彦七尻出縄大事切紙」〔有光家文書〕

尻出縄大事

- 七五三諸神精進時 五二三蚕養曳
 - 三三五七病人隠時曳 七二五三八鬼神曳
 - 一二疫病人隠時曳 三三三四孝養所曳
 - 一六二隠形所曳 三三四験時曳
 - 一六三五二荒神祭曳
- 凡急々如律令者、急々於義在口伝明師可尋之也、
如者接一百廿人大鬼、令者接万二千人大鬼内僧伽
耶者真言之人也、外僧都者陰陽師也、秘蔵可
秘々々、此九之内二万繩有之也、

或書云、急々者東、如者南、律者北、又云初急者飯、次急ハ餅、次如者酒、次律ハ塩、次令ハ菓、又急々ハ飽満之句、又急々ハ如眼目、如ハ身、律ハ体、令ハ足、故五体不具神得之、六根具足スト云々最秘々々

天文六年十二月十七日 授与彦七
正吉八幡大宮司
三種神器皇太神位采意示之

り九種類の「淨地繩」⁷⁾ についてよく似た秘伝が見えるので、この「尻出繩」もまた注連繩の一種と推測される。すなわち、文書Aは、①諸神を祀る基本的な場合、②養蚕の時、③病人が死亡した時、④鬼神を祀る時、⑤疫病人が死亡した時、⑥孝養(亡き親のためにねんごろに申うこと)の時、⑦隠形(身体を隠すまじない)の所、⑧験の時、⑨荒神を祀る時といった九種類の場合に、周囲に曳き回す繩の作法であると考えられる。

「急々如律令」という呪文の秘意を説く部分のうち、傍線の箇所に見られるように、このような身体の一部が欠けた神についての説が当時広まっていたようであるが、これについては後述する。

文書Aを含め『有光家文書』には、秘伝の伝授を受けた一連の文書(密教で言う「印信」にあたる)があり、一覧表にまとめると次のようになる(近世のものを除く、「番号」の項目は山口県文書館での請求番号)。

| 年 月 日 | 表 題 | (授けた者) ↓ (受けた者) | 番号 |
|---------------|----------|---------------------------|----|
| I 大永七年十一月三日 | 神道灌頂御供大事 | 三種神器皇太神位頼雅 ↓ 宮徳 | 五七 |
| II 大永七年十一月三日 | 神道灌頂初重印信 | 三種神器皇太神位頼雅 ↓ 宮徳 | 五八 |
| III 天文六年二月一七日 | 尻出繩大事 | 三種神器皇太神位采意 ↓ 彦七 (正吉八幡大宮司) | 六一 |
| IV 天文六年二月一七日 | 神道宮渡大事 | 三種神器皇太神位采意 ↓ 彦七 (正吉八幡大宮司) | 六三 |
| V 天文六年二月一七日 | 遷宮大事 | 三種神器皇太神位采意 ↓ 彦七 (正吉八幡大宮司) | 六四 |
| VI 天文六年二月一七日 | 神道灌頂 | 三種神器皇太神位采意 ↓ 彦七 (正吉八幡大宮司) | 六五 |
| VII 天文六年二月一七日 | 神道御供大事 | 三種神器皇太神位采意 ↓ 彦七 (正吉八幡大宮司) | 六六 |

中には秘伝を授けられた場所を示す文言のあるものがあり、I・IIには「右於長州二宮道場授之」、IVには「右於長州安養寺道場奉授之」、VIIには「右於長州二宮灌頂道場奉授之」とある。授ける側の頼雅や采意¹⁰⁾という人物は、長

州二宮と長州安養寺を活動の拠点としていたことがわかる。受ける側の人物については、彦七が正吉八幡大宮司であることから、宮徳も同様であると考えられる。二宮は別名忌宮神社であり、長門国府(現在の下関市長府)に立地し、一宮(住吉神社)とともに長門国で最も重要視された神社である。初めは入江干潟が広がっていた正吉郷は、鎌倉期は二宮に年貢として塩を納めていた。¹¹⁾ 安養寺は正吉郷の隣村である吉見村にあった真言宗寺院である。このように正吉八幡大宮司は、その祭祀者として再生産される際には、上位にある神社や最寄りの密教寺院に關係する宗教者から秘伝を伝授されていたということが出来る。その秘伝は、密教的な印信の形を借りてはいるが、修験者のそれに通ずる作法が採用されていた。「三種神器皇太神位」という僧位(?)は他に例がないように思われる奇妙なものであり、このような肩書きを持つ僧(?)が、安養寺—二宮というように、長門国豊浦郡の寺社を巡って宗教活動を行い、一方で在地の神社の神職にも付法を行っていたことは興味深い。

二、地侍の場合—周防国山代庄

文書B「三分一式部丞祈禱願文」〔宗正文書¹²⁾〕

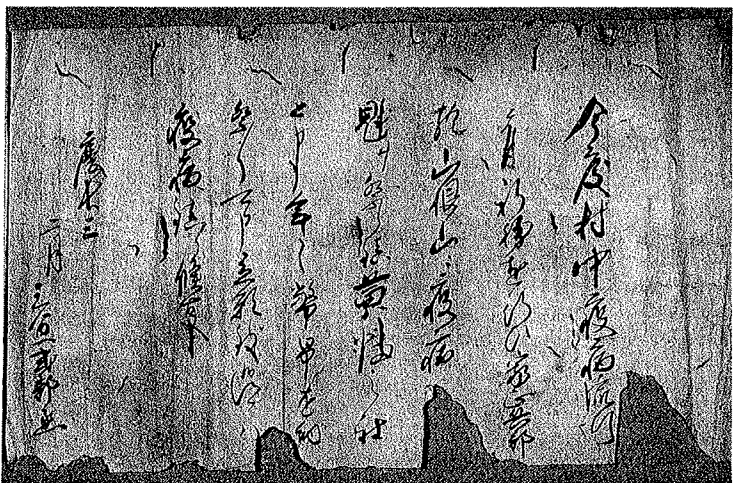
今度村中疫病流行二付、祈禱を行ひ、宗正兵部抱山根山二、疫病 魁ヲ祭鎮、黄幡之社と申、年々幣帛を

納、祭り可申、立願致候得ハ、疫病鎮り候事

慶長三 二月

三分一式部丞

文書に見る中世末期のまじない(平瀬)



文書Bについて。慶長三年(一五九八)、三分一式部丞は、祈禱を行い、疫病の鎮静を神に願った。「□魁」の部分には、陰陽道で「十二月将」と呼ばれる十二か月の守護神のうち、二月を担当する「天魁(または河魁)」が当てはまるのではないかと考えられる。また、「黄幡」は、中世に代表的な疫病神である牛頭天王(祇園神)の八王子の一員であり、陰陽道的な疫病神である。

三分一式部丞は、戦国期に周防国山代庄(玖珂郡の山間部一帯を指す)で地侍一揆を構成した地侍の一人で、庄内の阿賀村(現美和町内)を本拠としていた。大内氏が滅亡した後、毛利氏が周防国に進出するようになると、三分一氏は同じ阿賀村の錦見氏を討ち取り、毛利氏に就いた。地侍の一揆の結合は解体してゆき、三分一氏をはじめ地侍を被官化することによって、毛利氏は山代庄を支配下に入れた¹⁶⁾。しかし、三分一氏は軍事にたずさわるだけではなかった。

慶長五年(一六〇〇)、三分一式部丞は宗正家重代に伝わる「左割波」の銘を持つ剣を「平借」(担保を伴わない単なる借用であろうか)した¹⁷⁾。万一紛失した場合には、「御両社祝師并二妙見・大歳神供役」を譲渡する旨を契約している。「両社」というのは、阿賀村にあった

速田社と八幡社¹⁸⁾である。つまり、その時点では三分一式部丞は両社の祝師であり、妙見と大歳を祀る神職であったことがわかる。したがって、先掲の祈禱願文に見える疫病鎮めの祈禱は、式部丞自らが神職として祭祀を執行したと考えることができる。ただし、祈禱願文のあと、同じ慶長三年の十□月、三分一式部丞は宗正又左衛門に「神供」を伝え置いた¹⁹⁾。「神供」の内容はよくわからないが、この時点で、すでに三分一氏から他家の者に対し、神を祀るための何らかの権能が譲渡されていたことがわかる。

三分一式部丞が本来祀っていた「大歳」という神も先掲の黄幡と同様に牛頭天王の王子²⁰⁾である。また、妙見もまたある種の陰陽道的な神であり、三分一式部丞が奉ずる神が、通常の場合も、疫病のような非常の場合も、ともにまじないと関係が深い神であったことは興味深い。

山代一揆においては、地侍はそれぞれ庄内の村を支配単位にしていた。そうすると、三分一式部丞に見られるように、地侍が村落を支配してゆくためには、武力や経済力のみならず、村民のためにまじないを施す能力もまた必要とされたのではないだろうか。

三、顕密寺院の場合―周防国興隆寺

文書Cについて。「祭文」とは、神に祈願する特定の形式を持った文書である。「万事通用」とあり、文字どおりすべての祈願に通用するように、「天下太平、国土安穩、諸人快樂、家門繁昌、従類眷属、諸願円満、皆悉成就」が文中にうたわれているが、中心的な願いは、仏教的な龍王や陰陽道的な十二月将など様々な神の力を借りて、鬼神・

あった。興隆寺における妙見は、大内氏の守護神から始まり、やがて領国の支配者としての政治的な願望を祈願する神へと変質していった。⁽²³⁾

そのような興隆寺において、「妙見(菩薩)」ではなく「天罡」という神名の祭文が伝来した背景は何であったのだろうか。おそらく、興隆寺には庇護者である大内氏と向き合うのとは別の顔があり、顕密主義の一端に連なりながら、当時流布していたような形式のまじないを介し、地域のより広い階層の宗教的欲求にに応じていたのではないだろうか。

おわりに

中世の地域社会において「顕密主義」の正統的な教義・修法を知る者はごく限られた存在であったと考えられる。しかし、実際は、文書A-Cに見られるように、在地の社家が、地侍が、そして顕密寺院が、まじないによって地域社会に一定の役割を果たしていたと考えられる。地域の広い階層の宗教的要求に向き合う以上、彼らの行うまじないが、雑多な要素から成るものであったとしても、そのこと自体は奇異なことではない。彼らとしては、自分が知りうる限りの宗教的知識を駆使して地域社会を維持せねばならなかったと考えられる。

中世社会において、神仏への祈りは生産活動の不可欠な一環をなしており、生産活動の中核には様々な呪術的祈りが位置していたと考えられている。⁽²⁴⁾ このような社会の中で、在地の諸階層は、自己の幸福を追求するためのいわば「技術」の一種として、何らかのまじないに携わる必要があったと言えるのではないだろうか。

注

形らしい。

(1) 黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』(岩波書店、一九七五年)

(2) 長門国豊浦郡は中世には東西に分けて認識されていた。

(3) 国守進「豊浦郡正吉郷入江干潟絵図について」(山口県文化財)一六号、一九八六年

(4) 現在は国指定重要文化財で、山口県文書館蔵。

(5) 注(3)論文

(6) 『日本大蔵経』・修験道章疏二所収。

(7) 注(6)史料には、「七五三 諸神祭精進之時、二二

疫神祭、一六三五 荒神祭、七二五三 鬼神祭、三三三三四

孝養、五三二 蚕養、九二四三五七八一六七 一切祈禱、

一六二 産、三八五六七一五五 地鎮土公祭」とあり、近

世にも流布していたことがわかる。

(8) 村山修一『日本陰陽道史総説』(瑞書房、一九八一年)

では、注(7)の数字について、「繩にも様々な理屈のついた

ものがあり、これらの数が一体どういう意味なのか。いず

れは五行を基調としたものに違いないが、一切は彦山修験

一家の秘伝として語られない」とあり、意味が不明である。

(9) 注連繩は「七五三繩」とも書くように、この形が基本

文書に見る中世末期のまじない (平瀬)

(10) 弘治二年の安養寺文書の写には、当時の寺僧に「権律師采助」という者が見えるので、采意もまた安養寺僧と考えられる。この文書写は『防長寺社由来』七卷(山口県文書館、一九八六年)所収。

(11) 注(3)論文

(12) 注(10)史料集

(13) 山口県文書館蔵

(14) 村山修一「陰陽道基礎用語解説」(『陰陽道基礎史料

集成』東京美術、一九八七年所収)では、二月は「天魁」

とされているが、後掲の文書C中の十二月将では「河魁」

となっている。

(15) 同右参照

(16) 『美和町史』(美和町、一九八五年)

(17) 「三分一式部丞劍借用状」(『宗正文書』

致平本切之書)

左割波之劍控候ニ不動三休有之、寸法式尺卷寸三歩、

右者用々有ニ仍、從 御貴侯御拝領之宗正重代左割波之銘

劍、以佐渡守ヲ平借実正也、自然万一於紛失二者、同名佐

右者用々有ニ仍、從 御貴侯御拝領之宗正重代左割波之銘

劍、以佐渡守ヲ平借実正也、自然万一於紛失二者、同名佐

渡守江伝置御両社祝師并ニ妙見・大歳神供役、限末代可有御知行通、堅契約之旨、伊賀・佐渡証人ニ立置上ハ、永々逆心之出入有間敷者也、仍為後日状如件

慶長五庚子八月朔日 三分一式部丞(花押)

宗正兵部大夫殿

前書之辻少しも相違有間敷者也

同日 三分一伊賀守(花押)

宗正佐渡守(花押)

(18) 『防長風土注進案』三卷・第五阿賀村

(19) 『三分一式部丞神供伝状』[宗正家文書]

伝申神供之事

右者、用々有ニ仍、伝置所実也、然上者、天下一同之難為御沙汰と、子孫々ニ至迄、一儀之子細有間敷者也、後日之ため状如件

慶長三戊十⁽¹⁶⁾月十八日 三分一

式部丞(花押)

宗正又左衛門殿伝状

(20) 牛頭天王をはじめとする疫病神については、今堀太逸

「疫病と神祇信仰の展開―牛頭天王と蘇民将来の子孫―」

『仏教史学研究』三六一二、一九九三年)が詳しい。

(21) 山口県文書館蔵

(22) 天罡については、増尾伸一郎「八天罡▽呪符の成立―

日本古代における北辰・北斗信仰の受容過程をめぐって

―(『陰陽道叢書』四・特論、名著出版、一九九三年)

(23) 拙稿「興隆寺の天台密教と氏神Ⅱ妙見の変質(『山口

県史研究』二号、一九九四年)

(24) 平雅行「中世宗教史の課題」(『日本中世の社会と仏

教』塙書房、一九九二年所収)。

(25) 黒田日出男「戦国・織豊期の技術と経済発展」(講座

『日本歴史』4・中世2、東京大学出版会、一九八五年)

には、「田遊び」の儀礼に注目することによって、「中世

では、農業は呪術的な性格を強く帯びており、農業技術の

蓄積は近世と較べてはるかに困難であったといつてよいで

ある」と述べられている。また、小和田哲男『軍師・参

謀―戦国時代の演出者たち―』(中央公論社、一九九〇年)

には、軍師の本来の仕事について、「加持・祈禱・占トと

いった陰陽師・修験者が行なうような仕事を専門としてい

たのである」と述べられている。近世以前においては、農

業技術や軍事技術でさえ呪術と未分離であったことがわか

る。